

事務連絡
平成 30(2018)年 8 月 1 日

各指定障害福祉サービス事業者等 様

栃木県保健福祉部障害福祉課

栃木県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱の策定について（通知）

日頃から、障害福祉施策の推進に御理解、御協力をいただきありがとうございます。
さて、平成28年 5 月に改正された障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において障害福祉サービス等情報公表制度（以下「情報公表制度」という。）が創設され、平成30年 4 月に施行されました。これを受け、今般、県においては別添のとおり栃木県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱を策定しましたので、御了知くださいますようお願いいたします。

なお、障害福祉サービス等情報の報告に当たっては、上記要綱に定められた下記の点に御留意の上行っていただきますようお願いいたします。

記

1 報告の方法

独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システム（以下「公表システム」という。）を通じて知事に報告してください。

2 報告の開始日

(A) 施行日（平成 30 年 8 月 1 日を指す。以下同じ。）より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

⇒ 平成 30 年 8 月 1 日（翌年度以降は知事が別に定める日）

※ 既に報告済みの場合、改めて報告し直す必要はありません。

(B) 施行日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者

⇒ 指定を受けた日

3 報告の期限

(A) 施行日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

⇒ 平成 30 年 8 月 31 日（翌年度以降は知事が別に定める日）

(B) 施行日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者

⇒ 指定を受けた日から 1 か月以内

4 その他

報告は、年 1 回となります。

ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレスについて修正又は変更があった時は、その都度知事に報告してください。

障害福祉課
福祉サービス事業担当
TEL 028-623-3059
FAX 028-623-3052